

○国土交通省告示第四百三十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十八条第二号の規定に基づき、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十八条第二号の国土交通大臣が定める場合は、次のとおりとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行つ

た場合

イ 設計に関する業務

ロ 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

ハ 建設工事に関する業務

ニ 工事監理に関する業務

三 その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画に係る判定の業務を行う場合に限る。）

イ 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合

ロ 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について第二号のイからニまでのいずれかに掲げる業務を行った場合

四 第一号から前号までに掲げる場合に準ずる場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。